

* 1 体感治安

人々が実際に肌で感じる治安の良し悪しに関する感覚。

* 2 重要犯罪

殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐、人身売買及び強制わいせつをいいます。

* 3 スクールサポーター制度

専門的知識・経験を有する警察官OBをスクールサポーターとして雇用し、警察と学校及び地域との調整役として、地域安全情報の収集及び提供、学校及び地域に対する支援、少年の非行防止活動などを行います。

プロジェクトの概要

県民の身近なところで発生する犯罪や県民の体感治安(*1)に大きな影響を与える重要犯罪(*2)などの抑止・検挙活動や交通事故防止対策に取り組んでいます。また、県民の防犯意識の向上と防犯ボランティア活動の拡大・ネットワーク化を図り、犯罪の発生を抑制しています。このほか、犯罪から子どもを守る対策の強化や、組織犯罪の実態の解明と繁華街・歓楽街を中心とした取締りを徹底しています。さらに、犯罪被害者などへの支援施策を総合的に進めます。



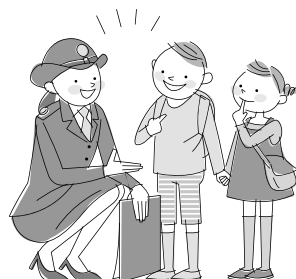
地域住民による自主防犯パトロール

2007年度の取組みの概要

- **県民に不安を与える犯罪等の抑止・検挙活動の強化** として、警察官による街頭パトロールや「声かけ活動」を強化することにより、犯罪の抑止・検挙及び交通事故防止を図りました。また、捜査支援システムの整備を行うなど効率的・効果的な捜査に努めました。
- **犯罪から子どもを守る対策の強化** として、犯罪を寄せ付けない環境づくりに向け、警察へ緊急通報するための装置を街頭に設置するための調査・研究を行ったほか、子どもの犯罪被害防止や非行防止などを目的とした「スクールサポーター制度」(*3)を導入し、学校などの関係機関との連携体制を充実させ、また、子どもの見守り活動などに有効活用できる情報システムの構築に取り組みました。
- **繁華街・歓楽街総合対策及び組織犯罪対策の推進** として、繁華街・歓楽街を健全で魅力あふれるものとするを旨とし、民間ボランティアと官民協働の合同パトロール活動などを実施したほか、各種警察活動を通じ収集した組織犯罪に関する情報を集約し、実体解明に向け様々な分析を加え、暴力団や在日外国人犯罪組織の資金源のはく奪をはじめとする犯罪組織の壊滅・弱体化を目的とした各種取締りなどを強化しました。
- **警察基盤と現場執行力の強化** として、県央地区での犯罪多発に対応するため、綾瀬地区警察活動拠点（仮称）の整備に向けた調査を行いました。また、大量退職・大量採用の中で後継者を育成するため、警察官OBを捜査実務指導嘱託員として採用し、若手警察官に対する伝承教養を行うことにより現場執行力を強化しました。
- **県民総ぐるみによる防犯への取組みの推進と犯罪被害者等への支援** として、自主防犯活動の立ち上げを推進するとともに、安全・安心まちづくりセンターをオープンし、効果的な情報の収集・発信、きめ細かな相談、自主防犯活動のネットワークづくりなどの支援を実施しました。また、犯罪被害者等支援施策として、「犯罪被害者等総合相談窓口」の開設やシンポジウムの開催などによる普及啓発を実施するとともに、支援施策のさらなる充実とそれら支援施策を支える条例の制定について検討を行うため、有識者懇談会を設置しました。

県民ニーズ・意見などへの対応

「平成19年度県民ニーズ調査」の結果、「犯罪や交通事故がなく安心して暮らせること」を重視する意見が95.4%にのぼっていることから、犯罪の発生実態に応じて警察官による街頭活動を強化し、県民の身近なところで発生する犯罪あるいは県民の体感治安に大きな影響を与える重要犯罪の抑止・検挙に努めるなど、事件・事故のない安心してらせる地域社会の実現に向けた取組みを進めています。

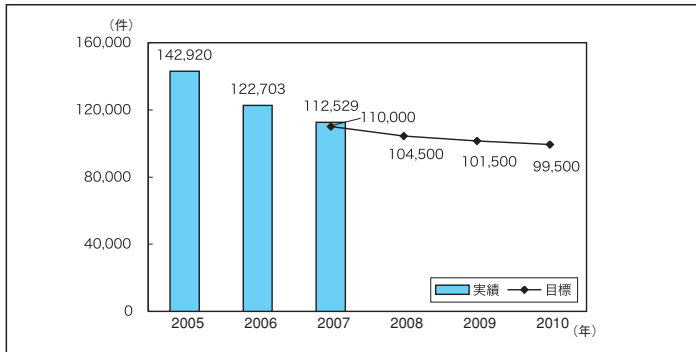


戦略プロジェクトの目標

目標 刑法犯認知件数（単年度※）

目標設定の考え方

全国警察が取り組む犯罪抑止の推進を中心に、県民が治安の回復を実感でき、県民に分かりやすい指標として刑法犯認知件数（*4）を掲げました。また、数値目標は、これまでの治安回復の流れをより確実なものにし、平成初期の水準にまで治安を回復させるべく、今後4年間で刑法犯認知件数を9万件台に減少させることをめざして目標値を設定しました。



達成状況

2007	2008	2009	2010
B	---	---	---
97.7%	---	---	---

目標の達成状況の分析

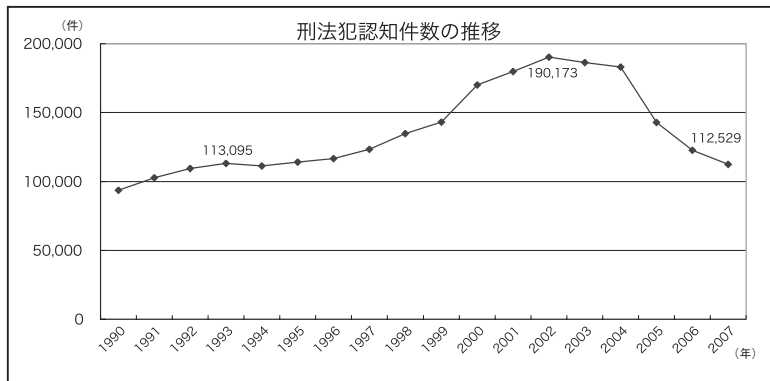
- 刑法犯認知件数の総数は、毎年減少していますが、2007年の目標達成率は、97.7%でした。これは、自転車盗の認知件数が、2006年比で約1,000件増加したことなどが要因と考えられます。
- このため、今後とも目標の達成に向けて計画事業を着実に進めていく必要があると考えています。

* 4 刑法犯認知件数

警察において発生を認知した殺人、暴行、傷害、窃盗などの刑法の罪（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷を除く。）及び指定された法律違反の事件の数をいいます。

総合分析

- 神奈川県では、国際化や情報化の進展を背景に刑法犯認知件数が1995年から2002年にかけて8年連続で増加し、2002年には戦後最悪の約19万件となりました。刑法犯認知件数は年々減少していますが、2007年も11万件を超えている状況です。



- このような犯罪情勢を踏まえ、県、警察、関係団体、企業、地域住民などが協働・連携し、行政コストの観点から適切な事業実施に取り組んだ結果、刑法犯認知件数は、2003年から減少に転じ、2007年には、1993年の水準にまで回復させました。
- 刑法犯認知件数に占める主な街頭犯罪（*5）の割合が、刑法犯総数の4割近くを占めていることから、これら犯罪の抑止・検挙活動に対応するため構成事業を充実させる必要があると考えられますが、2007年は、警察官によるパトロール強化を図るとともに、安全・安心まちづくりセンターを拠点とした情報発信や、自主防犯活動団体の拡大とネットワーク化により犯罪の抑止・検挙活動に努めたことなどからほぼ目標とした水準の刑法犯認知件数となっており、概ね効果を上げることができました。

* 5 主な街頭犯罪

ここでは、路上強盗、強制わいせつ、空き巣、ひったくり、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗としました。

プロジェクトをとりまく課題

- 刑法犯認知件数は、年々減少傾向にあるものの、いまだ高い水準で推移しており、また、県民の身近なところで発生する街頭犯罪や振り込め詐欺などの匿名性の高い知能犯罪が県民の不安を増幅させている現状にあることから、今後も、これらの犯罪の抑止と検挙活動を強力に推進する必要があります。
- さらに、自主防犯ボランティア活動の拡大及びネットワーク化を支援することなどにより、犯罪発生の総量を抑制する取組みを推進する必要があります。

今後の対応方向

- 引き続き、県民の身近なところで発生する犯罪あるいは県民の体感治安に大きな影響を与える重要犯罪など、各種犯罪の抑止や交通事故防止対策を強化するとともに、県民の防犯意識の向上や防犯ボランティア活動の拡大及びネットワーク化を図り、犯罪発生の総量を抑制します。
- また、犯罪から子どもを守る対策の強化や、的確な情報分析による組織犯罪実態の解明と歓楽街を中心とした暴力団などの資金源の排除に向けた取締りを徹底します。このほか、犯罪被害者などへの支援施策を総合的に進めます。

総合計画審議会からの二次評価

- 総合分析は妥当である。
- IT情報化社会の進展に伴い、関連した事件や犯罪が増加していることから、対応を強化する必要がある。
- 小学生などが地域で安全に過ごせる環境を整備する必要がある。

参照ホームページ

神奈川県警察ホームページ

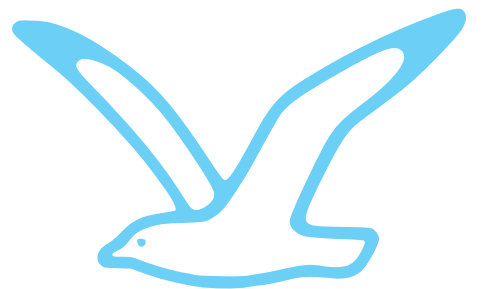
→ <http://www.police.pref.kanagawa.jp/index.htm>

神奈川県安全・安心まちづくりホームページ

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/anzenansin/anzennindex.htm>

街頭犯罪等発生マップ

→ <http://www.police.pref.kanagawa.jp/map/crime/html/mesd0801.htm>



プロジェクトの概要

災害時情報収集・伝達体制の充実、災害時活動拠点などの機能強化、地域防災力の向上と広域連携体制の充実、民間住宅などの耐震化の促進及び被害軽減目標などを明示した「神奈川県地震防災戦略（仮称）」の策定に向けた取組みなど、災害に強い安全なまちづくりを着実に進めています。



八都県市合同防災訓練の様子

2007年度の取組みの概要

- **災害時情報収集・伝達体制の充実** として、防災行政通信網（有線系）の運用を開始するとともに、県民への情報提供などの機能も備えた災害情報管理システムを導入しました。
- **災害時活動拠点などの機能強化** として、災害医療拠点病院である聖マリアンナ医科大学病院の施設整備に助成するとともに、県立の教育施設8棟について耐震化対策を実施しました。
- **地域防災力の向上と広域連携体制の充実** として、市町村の地震防災対策に対して財政支援を実施するとともに、国及び首都圏の八都県市（*1）による合同防災訓練を実施しました。
- **民間住宅などの耐震化の促進** として、木造住宅耐震講習会や耐震セミナーを開催し、県民の耐震化に対する意識啓発や知識の普及を行いました。
- **地震防災対策の効果的かつ効率的な推進** として、東海地震などの地震について地震被害想定調査を実施し、地震動や液状化などの予測計算を実施しました。

* 1 八都県市

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

県民ニーズ・意見などへの対応

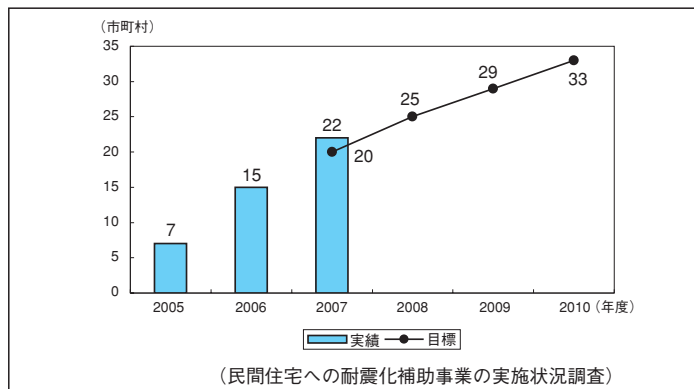
「神奈川力構想・基本構想」及び「神奈川力構想・実施計画」の策定に当たって実施した県民参加において、地震対策として「建築物の耐震化」、「被害を想定した対策」などの推進が必要であるとの意見があったことを踏まえ、災害時に活動拠点となる県立学校などの耐震化や地震被害想定調査の実施など、効果的、効率的な地震防災対策の取組みを進めています。

戦略プロジェクトの目標

目標 民間住宅に対する耐震改修補助事業を実施する市町村数（単年度）

目標設定の考え方

市町村が実施する民間住宅耐震改修補助事業の拡大を図るため、県は、2006年度から「市町村地震防災対策緊急支援事業」の財政支援の対象に市町村の同事業を加えたところ、同事業の実施市町村数が2005年度に比べ大幅に増加したことを踏まえ、2010年度にはすべての市町村で耐震改修補助事業が実施されることをめざして目標値を設定しました。



目標の達成状況の分析

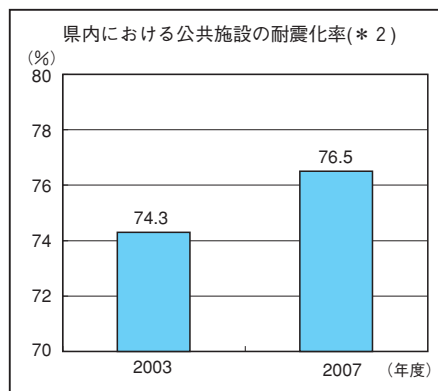
- 2007年度の目標に対する達成率は、110.0%となりました。これは、2006年1月の耐震改修促進法の改正により、市町村は「耐震改修促進計画」を策定するよう努めることとされたことや構成事業が計画どおりに実施され、十分な事業効果が得られたことが要因と考えられます。

達成状況

2007	2008	2009	2010
A	---	---	---
110.0%	--%	--%	--%

総合分析

- 大規模地震に対する対応力の強化の一つの目安である、県内における公共施設の耐震化率の状況（消防庁「耐震化推進状況調査」）をみると、災害時に活動拠点となる公共施設の耐震化は着実に進んでいることが分かります。
- 県全体の大規模地震に対する対応力の強化には、市町村、地域、県が一体となった取組みが必要となります。防災対策については、災害対策基本法により関係機関の役割が定められており、合同防災訓練などの実施に当たっては、市町村や防災関係機関、ボランティア団体の方々などと、適切な役割分担のうえ、協働・連携して効率的に取り組みました。
- 神奈川では、東海地震や神奈川県西部地震の発生の切迫性が指摘されているほか、首都直下地震（東京湾北部地震）の発生も懸念されていることから、県民の生命、身体及び財産を一瞬で破壊するこれらの大規模地震に備えた対応力の強化に向け、構成事業のさらなる充実を図ることが必要となっていますが、目標の達成率は110.0%であり、また、災害情報管理システムの導入など災害時情報収集・伝達体制を充実しており、概ね効果を上げることができました。



* 2 県内における公共施設の耐震化率

地方自治体（県及び市町村）が所有する公共施設（総数）の耐震化率（改修計画を含む）。

プロジェクトをとりまく課題

- 大規模地震による県民の被害を最小限に止め、発災時の応急対策活動を円滑かつ迅速に実施するためには、市町村や関係機関などが一体となった「大規模地震に備えた対応力の強化」に向けた取組みを効果的、効率的に推進していく必要があります。
- また、東海地震などの大規模地震が発生した際に、国や近隣都県と協力して、円滑な災害対策を実施するため、より一層、広域連携体制の充実・強化に取り組んでいく必要があります。

今後の対応方向

- 2009年度からの防災行政通信網の本格運用に向け、防災行政通信網（衛星系）の整備を進めるとともに、神奈川県西部地震や箱根火山噴火の前兆現象の把握に資するため、地震・火山観測網の強化を行い、災害時情報収集・伝達体制の充実を図ります。
- 災害時に活動拠点となる施設の耐震化を進めるとともに、民間住宅などの耐震化の促進を図ります。
- 市町村の地震防災対策に対して引き続き財政支援を実施し、地域防災力の向上を図ります。
- 国や他の都県市、自衛隊、防災関係機関の参加・協力のもと、「八都県市合同防災訓練」などを実施するとともに、山梨、静岡、神奈川の三県による連携・協力した取組みを進め、広域連携体制の充実・強化を図ります。
- 大規模地震による県民の被害を最小限に止める対策を検討するための基礎資料となる地震被害想定調査を2007年度に引き続き実施し、その調査結果を踏まえ、2009年度を目処に、被害軽減目標などを明示した「神奈川県地震防災戦略（仮称）」を策定します。

総合計画審議会からの二次評価

- 総合分析は妥当である。
- 大規模地震が発生した場合、直後の公的支援には限界があることから、地域の対応力の強化に向けた取組みをさらに推進する必要がある。

参照ホームページ

神奈川県防災・災害情報

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/sys/bousai/portal/index.html>

災害に備えて

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/saigai/saigai.html>

東海地震とその対策

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/saigai/taisaku/taisaku.htm>

八都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会ホームページ

→ <http://www.8tokenshi-bousai.jp>

プロジェクトの概要

食の安全・安心に関して、消費者、生産者、事業者、行政などによる相互の意見交換や情報提供が行われるとともに、安全性の科学的な評価とそれに基づく規制などが徹底され、子どもから高齢者まで安心して食生活を楽しむことができるよう取り組んでいます。

また、市町村での消費生活相談や、県が実施する休日相談などにより、毎日消費生活相談が受けられる体制を整備するとともに、相談実務の知識が豊富な相談員により、的確な助言や相談解決がなされるなど、県民が安心して消費生活をおくることができるよう取り組んでいます。



食の安全・安心基礎講座（工場見学）

2007年度の実施概要

- **食の安全・安心に関する情報提供・意見交換** として、食の安全・安心県民会議（2回）、シンポジウム（1回）を開催し、意見交換を促進したほか、基礎講座（3回）の開催、相談ダイヤルやホームページにより、情報提供を行いました。
- **生産段階における安全・安心な農林水産物の確保** として、国と連携・協力し、県内の農薬販売店、ホームセンターなど780店に対する立入検査や、動物用医薬品の製造、販売、使用段階における立入検査などを実施し、農薬などの適正販売や保管管理の指導など安全な農林水産物の確保を図りました。また、効率・効果的な家畜保健衛生体制の構築に向け、家畜保健衛生所新築工事に着手しました。
- **食品事業者の自主的な取り組みの促進による安全・安心な食の確保** として、食品事業者における簡易検査の実施など、自主衛生管理の普及啓発を図りました。
- **製造・流通段階における食品の検査及び監視の充実** として、ポジティブリスト制度（*1）に対応した残留農薬・動物用医薬品検査及び大規模食品調理・製造施設などの監視指導を行いました。
- **消費者被害の未然防止と救済** については、毎日消費生活相談の実施として、かながわ中央消費生活センターにおいて、NPOなどと連携して、休日（土日祝）・夜間（週1回）電話相談、メール相談を実施しました。また、消費生活相談人材の育成として、県及び市町村の相談員・有資格者の人材育成研修などを実施しました。

*1 ポジティブリスト制度

原則としてすべての農薬などについて残留基準を設定し、基準を超える食品の販売などを禁止する制度のことです。

県民ニーズ・意見などへの対応

食の安全に関する情報提供の一例として、神奈川県食の安全・安心県民会議の委員からの意見を参考に、新たに「ノロウイルスによる食中毒の注意喚起」を行ったほか、県民との意見交換の場として2007年度より「かながわ食の安全・安心意見交換会」を開催するとともに、「食の安全・安心モニター」を100人から125人に増やすなど、より多くの県民の意見を反映するよう努めています。

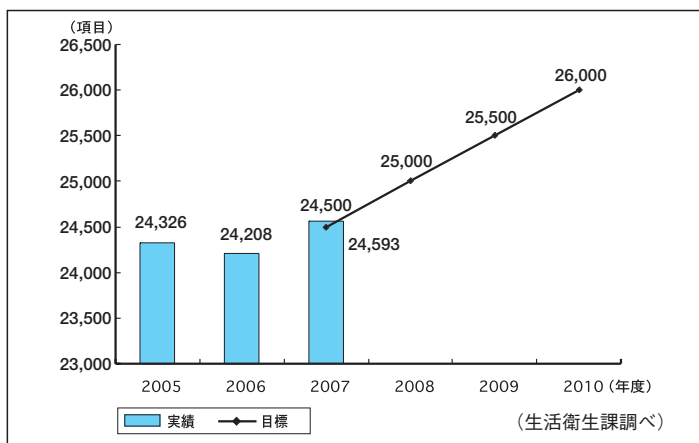


戦略プロジェクトの目標

目標① 食品の衛生検査の延べ項目数（単年度）

目標設定の考え方

消費者の関心が高く、規制が強化された食品中の残留農薬・動物用医薬品などを中心に検査を充実させる必要があることから、食品の衛生検査の延べ項目数を毎年500項目増やすことをめざして目標値を設定しました。



目標の達成状況の分析

- 食品の安全性に対する消費者の不安が高まっていることを受け、食品中の残留農薬などの検査を中心に充実した結果、2007年度の目標24,500項目に対し24,593項目となり、目標を達成しました。

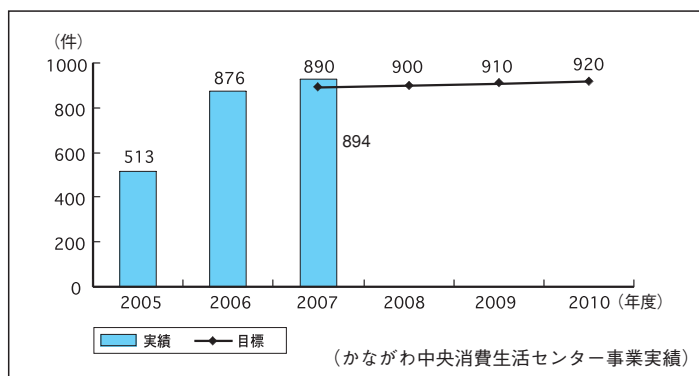
達成状況

2007	2008	2009	2010
A	---	---	---
100.3%	--%	--%	--%

目標② かながわ中央消費生活センターの消費生活相談における「あっせん」(*2)による相談支援件数（単年度）

目標設定の考え方

相談者に占める高齢者の割合が増加する中で、相談員の助言だけでは自己解決することが難しい案件などへの対応として、「あっせん」による支援が今後一層求められていくことから、かながわ中央消費生活センターにおける相談体制の強化などにより、2006年度の件数が急増したことも踏まえ、毎年度10件増加し、2010年度には920件となることをめざして目標値を設定しました。



目標の達成状況の分析

- 2007年度の目標に対する達成率は100.4%となりました。これは、全体の相談件数が減少する中で、消費生活相談の多様化や複雑化により、消費生活センターが事業者と交渉を行う必要がある相談が増加していることが要因と考えられます。

達成状況

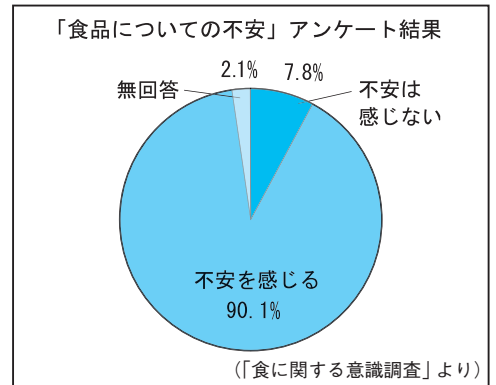
2007	2008	2009	2010
A	---	---	---
100.4%	--%	--%	--%

*2 あっせん

相談者の自主交渉によってトラブルを解決することが困難と認められる場合、消費生活センターが相談者と苦情の相手方の間に入って解決を促進することです。

総合分析

- 県が2007年5月～6月に実施した「食に関する意識調査」結果をみると、食品に対して不安を持っている県民の割合が約9割と高くなっていますが、食の安全・安心を揺るがす事件が発生したことによるものと思われます。
- 県民の食への信頼を回復するためには、事業者の自主的な取組みと、行政による食品の検査や監視を着実に実施することが必要です。事業者と行政との役割分担を踏まえ、行政コストの観点から、農薬などの検査と大規模な調理・製造施設の監視指導に重点をおき、適切に実施しました。
- 市町村の消費生活相談窓口での相談体制や相談実務の充実・強化のため、新人相談員の育成に際し、実地体験を含めた研修を行った結果、多様な相談ニーズへの対応が可能となり、相談件数も着実に増加しています。
- 県内では、食品による大きな健康被害や事故は発生していません。また、プロジェクト目標である「食品の衛生検査の延べ項目数」についても目標を達成しました。さらに、広域化・多発する消費者被害に対する苦情相談に対し、県と市町村が一体となった苦情処理のあっせんや相談体制を強化する体制づくりも推進されており、プロジェクト全体としては概ね効果を上げることができました。



プロジェクトをとりまく課題

- 食品の事件・事故の発生によって、食品表示に対する不信や輸入食品に対する不安が高まり、県民の食に対する信頼が低下する中で、事業者や行政に求められる役割も大きくなっています。このため、消費者に食への正しい理解と知識を持っていただくことや、消費者、食品事業者、行政による意見交換の促進など、三者が協働した食の安全・安心への取組みが求められています。
- また、県民からは、健康被害の発生などの緊急時における、正確で迅速な情報提供と相談体制の確保、関係機関の緊密な連携など行政の適切な対応が求められています。
- 生産段階における安全・安心な農林水産物の確保として、農薬などの販売店において不適切な事案が散見されることから、農薬の適正販売や保管管理における粘り強い指導のほか、鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生が危惧されることから、引き続き検査が必要です。
- 消費者被害の未然防止と救済については、多様化・巧妙化している悪質商法に対応するため、県域全体での消費生活相談体制の充実や、民間団体と協働・連携した被害救済支援体制の充実、悪質事業者への指導の強化を図るとともに、自ら判断し行動できる自立した消費者の育成に向けて、消費者教育を充実強化していく必要があります。

今後の対応方向

- めざすすがたの実現に向けて、県民の関心の高い食の安全・安心について情報提供・意見交換を促進するとともに、安全・安心な食の確保を図るため、生産段階における農林水産物の検査の実施や食品事業者の自主的な取組みを促進し、製造・流通段階における食品の検査及び監視の充実を図ります。
- 食に関わる重大な健康被害の発生などの緊急時には、食の安全・安心推進会議を中心として、関係機関との密接な連携の下で、総力を挙げて対応します。
- 生産段階における安全・安心な農林水産物の確保については、農薬などの適正販売や保管管理について販売店に対する指導及び家畜伝染病の検査や動物用医薬品の製造、販売、使用段階における立入検査などを継続して取り組みます。
- 複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、かながわ中央消費生活センターの広域的・専門的な相談機能の強化により、県域全体における消費生活相談体制の充実や、消費者被害救済支援体制の充実に取り組みます。
- 悪質事業者への指導の強化とともに、自分で考え行動できる「消費者力」を養うため、消費者教育の充実に取り組みます。

総合計画審議会からの二次評価

- 総合分析は妥当である。
- 食品安全に関する事業者のコンプライアンス(内部統制)の向上については、事業者の努力を促進する取組み（指導及び評価システム）を検討する必要がある。

参照ホームページ

食の安全・安心に関する情報

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/seikatueisei/anzen/index.html>

かながわの消費生活

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syohi/index.html>

かながわ中央消費生活センター

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syohi/chuou/index.html>

内閣府 消費者の窓

→ <http://www.consumer.go.jp/>